職種：警備業務　　職務：貴重品運搬警備

【概要】

　契約先からの委託により、貴重品等の運搬過程において盗難事故等の発生を警戒し、防止する業務。（警備業法第2条第1項第3号に規定されている業務）

【仕事の内容】

警備対象となる貴重品には、現金、有価証券、貴金属、宝石等のほか、絵画や骨董品、精密機械なども含まれる。貴重品の種類によっては、運搬中の事故により亡失・滅失したり強奪されたりした場合、単に契約者の財産が失われるだけでなく、その流通に依存する他の経済活動全体に重大な損害が発生しかねない。また、単に安全に運搬するだけでは不十分であり、スケジュール通りに目的地に運搬されないと関係者の社会経済活動に大きな支障を及ぼす場合もある。このように、貴重品運搬警備は契約者の財産を守るということのみならず、高い公共性を帯びた仕事であるといえる。

運搬警備業務には、警備員自らが車両を運転して貴重品等の運搬を行う警備輸送方式、別の運送業者が貴重品等を運送し、警備員がこれに同乗したり（同乗方式）、あるいは警備業務用車両で当該運送車両を誘導または追従したりする方式（伴走方式）がある。いずれの場合であっても、他の警備と相互連携を行いながら、細心の注意をもって警戒・警備に当たることが求められる。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して特別の資格保有が求められることは通常ないが[[1]](#footnote-1)（注）、入職後は、警備業務検定（貴重品運搬警備業務）の合格に向けて、専門知識や技能の自己研鑽に努めることが期待される。
2. 警備業務に携わる者には、一般市民生活や契約先の安全、ひいては公共の安全と秩序の維持等に寄与するという社会的使命感が求められる。特に、貴重品の安全かつ確実な運搬は、経済活動の一端を担う重要な仕事であり、従事する警備員にはその誇りと自覚をもって業務に取り組むことが求められる。
3. 警備輸送方式や伴走方式で警備を行う際は、輸送車または警備業務車両の運転業務が含まれる。警備員には、常に道路交通法などを遵守し、マナーを守って安全運転に心掛ける姿勢が強く求められる。
4. さらに、襲撃事件等の未然防止に向けて、過去の事件・事故の事例を十分に研究するとともに、事件・事故発生時の対応能力を十分に習得しておくことが不可欠である。

【関連する資格・検定等】

* 警備業務検定（貴重品運搬警備業務１級・２級）〔警察庁　警備業法〕
* 警備員指導教育責任者（３号業務）〔警察庁　警備業法〕
* 運転免許（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車）〔警察庁　道路交通法〕
* 運行管理者（貨物）〔国土交通省　道路運送法、貨物自動車運送事業法〕

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

４５３　警備員

1. （注） 「施設警備」の脚注を参照。 [↑](#footnote-ref-1)